

宝塚市犯罪被害者支援条例 現行及び改正案 規定概要比較表

	現行 (○は、改正後に規則で規定予定)		改正案 (◎は、新規規定)
条例名	宝塚市犯罪被害者支援条例 ※犯罪被害者→犯罪被害者等に変更	条例名	宝塚市犯罪被害者等支援条例
第1条	<目的> ※犯罪被害者等基本法に基づき改正	第1条	<目的> ・犯罪被害者等基本法第1条に基づき規定
第2条	○<定義> ・「犯罪被害」 ・「傷害（1か月以上の加療を要するもの）」 ・「市民」 ※犯罪被害者等基本法に基づき改正し、上記内容の規定は規則で規定（国外犯罪被害も新たに加える）	第2条	<定義> ・犯罪被害者等基本法第2条に基づき規定 ①犯罪等 ②犯罪被害者等 ③関係機関等 ④二次的被害 ※③、④は市規定
		第3条	◎<基本理念> ・犯罪被害者等基本法第3条に基づき規定
		第4条	◎<市の責務> ・犯罪被害者等基本法第5条に基づき規定
		第5条	◎<市民等の責務> ・犯罪被害者等基本法第6条等に基づき規定
		第6条	◎（一部）<相談及び情報の提供等> ・犯罪被害者等基本法第11条に基づき規定
第3条	<支援金の支給> ※「遺族支援金」改正案第7条で規定 ※「傷害支援金」改正案第9条で規定 （名称を重傷病等支援金に変更）	第7条	<遺族支援金の支給>
第4条	○<遺族の範囲及び順位> ※規則で規定（内容変更なし）		
第5条	○（一部）<傷害支援金等の額> ※「遺族支援金」改正案第8条で規定 ※「傷害支援金」改正案第10条で規定 ※第2項の遺族に係る規定のみ規則で規定 （内容変更なし）	第8条	<遺族支援金の額> ・現行条例と同額 300,000円 ※重傷病等支援金受取後に被害者が死亡した場合は、200,000円の支給となる規定を追加
		第9条	<重傷病等支援金の支給>
		第10条	<重傷病等支援金の額> ・現行条例と同額 100,000円

第6条	○<傷害支援金等の支給申請> ※規則で規定（内容変更なし）		
第7条	○<傷害支援金等の支給制限> ※規則で規定（内容変更なし）		
第8条	○<決定> ※規則で規定（内容変更なし）		
第9条	○<傷害支援金等の返還> ※規則で規定（内容変更なし）		
		第11条	◎<日常生活の支援> ・家事援助費用助成及び一時保育費用助成を規定
		第12条	◎<居住の安定> ・犯罪被害者等基本法第16条に基づき規定、家賃助成及び転居費用助成を規定
		第13条	◎<精神的な被害からの回復に向けた支援> ・犯罪被害者等基本法第14条に基づき規定
		第14条	◎<市民等の理解の増進> ・犯罪被害者等基本法第20条に基づき規定
第10条	<関係機関との連携> ※犯罪被害者等基本法に基づき改正、 改正案第6条で規定		
第11条	<研修体制の整備> ※改正案第15条で規定	第15条	<人材の育成>
第12条	<委任> ※改正案第16条で規定	第16条	<委任>